



氏名
嘉村 孝

事務所：アーバントリー法律事務所
住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-10
ライオンズマンション平河町512
電話：03-3261-5860
FAX：03-3264-8456

主な経歴（登録年月日、弁護士会活動や主な公益活動等）

昭和52年4月、裁判官任官。刑事、行政、労働などを担当。

昭和58年4月、退官。

5月7日 弁護士登録。
人権擁護委員、司法修習委員、綱紀委員など。
八潮市固定資産税過誤納金問題審査会委員、同市個人情報審査会会長、
長野県公益通報委員、東京家庭裁判所調停委員、明治大学、大東文化大学の
大学院、法科大学院などの非常勤講師を歴任。

主な取扱い分野

1、公害 2、日照 3、クレサラ ④、労働（労・使） ⑤、行政 6、税務
⑦、借地借家 8、海事 9、倒産 10、独禁法 11、渉外 ⑫、親族
⑬、相続 14、著作権 15、工業所有権 ⑯、医療問題 17、民暴
18、建築紛争 19、消費者 ⑳、交通事故 21、PL 22、コンピュータ
23、労災 24、不動産取引 25、金融取引 26、ドメスティックバイオレンス
27、セクハラ 28、その他()

あっせん・仲裁人のメッセージ

あっせん・仲裁は、裁判・調停などと並ぶ司法の重要な一翼を荷っており、「法の支配」の理念に最も近いもの、ともいえます（池田寅二郎「仲裁と調停」）。

よって、そのようなあっせん・仲裁の理念、存在意義が十分に生かされるよう対処、運用していきたい。

当会は、貴職から頂いた個人情報を以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

- 1 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか、紛争解決センターでのあっせん手続・仲裁手続において、当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合、あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧、交付等による提供を行います。
- 2 委嘱した事件の書類の送付・事務連絡のために利用し、当事者に提供することがあります。
- 3 各種事務連絡、研修等ご案内を行うために利用することがあります。